



シンガポール税制の動向

KPMG Tax Services Pte Ltd
Chiu Wu Hong
November 20, 2008

TAX



2008年度シンガポール予算案 研究開発費に対するインセンティブ

- 研究開発費の損金算入の拡充
- 研究開発費の所得控除
- 新規設立会社のための研究開発に関わる優遇措置(RISE)

IP(知的財産)に対するシンガポールにおける過去の税務環境

知的財産の創造

- 事業に関連して行われる研究開発にかかる費用(外部委託費含む)(所得税法第14D条)
- 研究開発費の二重損金算入(第14E条, 第14J条)
- コストシェアリングにおける研究開発費の損金算入(第19D条)

知的財産の保護および取得

- 特許取得にかかる費用の損金算入(第14A上)
- 取得したIPに対して5年間の定額法による償却

知的財産の活用

- 認可ロイヤルティーに対するインセンティブ(ロイヤルティーの支払にかかる源泉税の免除)
- IP活動に対する優遇税率
- 幅広い二重課税回避条約ネットワーク(50カ国以上)
- 最小限のエグジットコスト(キャピタルゲイン課税なし)

研究開発を奨励するための新しいインセンティブ

新規設立会社

新規設立会社のための研究開発に関わる優遇措置(RISE)

中小企業

研究開発費の
所得控除

シンガポール国内で行われる
研究開発に対して150%の損
金算入

大企業

会社の現在の事業に非関連
の新しい分野の研究開発費に
対する損金算入

研究開発費の損金算入の拡充

● 改正案

- ＝ 研究開発は会社の現在の事業に関連していなければならないという条件の撤廃
- ＝ シンガポール国外で行われる研究開発に対して100%の損金算入
- ＝ シンガポール国内で行われる研究開発に対して150%の損金算入
- ＝ 過去の支払いに対する損金算入(事前の承認申請は不要)、IRASの同意が必要

● 所得税法改正案

所得税法第14D条

- ＝ 上記の改正案の承認
- ＝ シンガポール国内で行われる非関連事業の研究開発費に対して100%の損金算入
- ＝ 会社の事業に関連、非関連に関わらず、シンガポール国内で行われる研究開発における研究開発機関への支払いに対して100%の損金算入
- ＝ 会社の事業に関連した研究開発の場合、シンガポール国外で行われる研究開発における研究開発機関への支払いに対して100%の損金算入

研究開発費の損金算入の拡充(続き)

● 所得税法改正案 (続き)

所得税法14DA 条

- シンガポール国内で行われる研究開発において認められた費用については更に50%の損金算入
- シンガポール国内において行われる研究開発の研究開発機関への支払いの一部

所得税法14E条

- 研究開発は会社の現在の事業に関連していなければならないという条件の撤廃
- シンガポール国内において自社内または研究開発機関で行われる事業に非関連の認可研究開発に対して更なる損金算入
- シンガポール国内で行われる認可研究開発に対してかかった費用の最高200%までの損金算入

研究開発費の所得控除

- **改正案**

- 研究開発に対する投資を向上させる為の優遇措置
- 課税所得の最初のS\$300,000の50%が控除できる
- シンガポール国内において行われる研究開発に関する増加費用であれば、翌賦課年度の課税所得から控除できる
- 適切な請求に対して当局の承認が必要である

- **所得税法改正法案 — 第37G条**

- 2009賦課年度から2013賦課年度までの間、何れの賦課年度に源泉した課税所得に対して、毎年S\$450,000まで控除することができる
- その控除額は2010賦課年度から2016賦課年度までの間、何れの賦課年度における課税所得と相殺する為に繰り越すことができる

新規設立会社のための研究開発に関する優遇措置

● 改正案

- ＝ 最初の3賦課年度に対して、会社は以下の選択肢がある
 - S\$225,000までの欠損金の9% (即ちS\$20,250)を現金へ交換される
 - 欠損金は将来の課税所得と相殺するために繰り越すことができる (限度額は適格研究開発費のS\$150,000とする)
- ＝ 適切な請求に対して当局の承認が必要である

● 所得税法改正法案 — 第37H条

- ＝ 適格な新規設立会社はシンガポール国内において適格な研究開発がS\$150,000を掛かった場合、現金S\$20,250までに与えられる
- ＝ このスキームは2009賦課年度から2013賦課年度までの間、何れの賦課年度に発生した適格な研究開発費に対して適用される

研究開発に関わる優遇措置の一覧表

税務上の優遇措置

- 新規設立会社に対する研究開発に関わる優遇措置
- 研究開発費の所得控除
- シンガポール国内において行われる研究開発の費用に対して150%の損金算入ができる
- シンガポール国外において行われる研究開発の費用に対して100%の損金算入ができる
- 既存業務以外に関する研究開発の費用に対する損金算入
- 認可された研究開発プロジェクトに対する二重損金算入ができる(EDB及びMASの管轄)

財務的な優遇措置

- 研究インセンティブスキーム
 - EDBの管轄
 - 認可された研究開発プロジェクトに対して資金の一部を援助する(30%~50%)

シンガポールでの移転価格

- IRASは移転価格のガイドラインを2006年2月に発表
 - (国内および国外)関連者間取引に独立企業間価格が適用される。
 - 納税対象者は移転価格が独立企業間価格で行われていることの分析を行い、またその分析を論証する妥当な努力を払わなければならない。
 - 文書化は、独立企業間価格が適用されていることを立証する必要性と、この適用コストを勘案し行われるべきである。

シンガポールでの移転価格(継続)

- IRAS が移転価格の Consultation Circularを 2008年7月に発表
 - 前回のガイドライン適用状況を評価
 - IRASがより整備を促す分野を特定、また対象者に移転価格事例を報告
 - IRASが会社に赴く
- IRASが事前確認 (Advance Pricing Arrangements) に関する追加Circularを発表
 - 事前確認申請の議論と受入ための考慮事項
 - 事前確認による年度遡及要求についての考慮事項
 - 事前確認プロセスが継続できない状況について

シンガポールでの移転価格(継続)

- IRASが関連者間ローン、サービスの追加Circularを発表
 - 11月20日まで公衆の意見徴収
 - ローンプライシングを含めた関連者ローンの独立企業間価格提供のガイダンスを提供
 - サービスが提供されたかどうか、独立企業間価格が決定されているかを含め、独立企業間価格で関連者サービスを提供する際の考慮事項を提供
 - コストプーリングの扱いを明示



Contact details

Chiu Wu Hong

Executive Director, Tax

KPMG Tax Services Pte Ltd

+65 6213 2569

wchiu@kpmg.com.sg

www.kpmg.com.sg

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.